



埼玉県報

第 2946 号
平成 29 年(2017 年)
10 月 24 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則（消防防災課）

告示

- アナログミキサーほかシステム一式に関する入札公告（入札課）
- 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例に係る告示（消防防災課）
- 使用料及び手数料の収納事務委託（精神保健福祉センター）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 地域森林計画の案の縦覧（森づくり課）
- 県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 桶川都市計画事業上日出谷南特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第 11 回）（市街地整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の立候補者の住所・氏名の公告（八潮新都市建設事務所）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない旨の公告（八潮新都市建設事務所）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規 則

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則

(山岳の区域)

第一条 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十三号。以下「条例」という。）第十条第一項の山岳の区域（第三条第一項において「山岳区域」という。）は、別表のとおりとする。

(手数料の納期限)

第二条 条例第十条第一項の手数料（次条において「手数料」という。）の納期限は、消防防災課長が定める。

(手数料の減免)

第三条 条例第十条第二項の災害、経済的困難その他の特別の理由があると認めるときは、同条第一項の緊急運航による救助を受けた登山者等が次のいずれかに該当する場合とする。

一 山岳区域内に立ち入った後に発生した地震その他の自然災害に起因して遭難した者であると知事が認める場合（知事が、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条又は第五条に規定する予報又は警報等により、当該自然災害の発生を予測することができた者であると認める場合を除く。）

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者である場合

三 前二号に掲げる場合に類する場合として知事が認める場合その他手数料を減額し、又は免除すべき特別の理由がある者であると知事が認める場合

2 条例第十条第二項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記様式の手数料減免申請書に手数料の減額又は免除を求め理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、埼玉県防災航空隊の緊急運航に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

別表（第一条関係）

- 一 小鹿野二子山西岳中央峰山頂（北緯三十六度四分十一秒東経百三十八度五十分四十九秒の地点をいう。）からの水平距離一キロメートル以内の区域
- 二 両神山山頂（北緯三十六度一分二十四秒東経百三十八度五十分二十九秒の地点をいう。）からの水平距離三キロメートル以内の区域
- 三 甲武信ヶ岳山頂（北緯三十五度五十四分三十二秒東経百三十八度四十三分四十四秒の地点をいう。）からの水平距離五キロメートル以内の区域
- 四 日和田山南麓の男岩（北緯三十五度五十三分二十八秒東経百三十九度十八分十四秒の地点をいう。）からの水平距離百メートル以内の区域
- 五 笠取山山頂（北緯三十五度五十一分五十五秒東経百三十八度四十九分十二秒の地点をいう。）からの水平距離五キロメートル以内の区域
- 六 雲取山山頂（北緯三十五度五十一分二十秒東経百三十八度五十六分三十八秒の地点をいう。）からの水平距離三キロメートル以内の区域

別記様式（第3条関係）

手数料減免申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住所

氏名

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例第10条第2項の規定により、
下記のとおり手数料の減額（免除）を申請します。

記

- 1 救助された年月日
- 2 救助された山岳の区域
- 3 減額（免除）の理由

備考 上記の理由を証明する資料を添付してください。

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

アナログミキサーほかシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成30年3月29日（木）

(4) 納入場所

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 深山 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月22日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月21日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月22日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成29年12月22日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年12月8日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年11月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of Analogue Mixing Console System

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Friday, December 22, 2017, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday, December
21, 2017

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday, December 22, 2017

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十三号）第十条第一項の知事が告示で定める者及び同項に規定する知事が告示で定める手数料の額を次のとおり定め、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 知事が告示で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - イ 木竹の植栽又は伐採、有害鳥獣の捕獲、工作物の建設に係る業務その他これらに類する業務のため、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則（平成二十九年埼玉県規則第四十六号）別表に規定する山岳の区域（以下「山岳区域」という。）内に立ち入った者
 - ロ 人命救助に係る活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ハ 山小屋の運営又は登山道の整備に係る活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ニ 国又は地方公共団体の依頼により、動植物又は自然環境の保護に係る活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ホ 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）の教育活動として行う実習その他の活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ヘ イからホまでに掲げる者に類するものとして知事が認める者
- 二 知事が告示で定める手数料の額は、次のとおりとする。

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務による救助一回（救助に係る航空機の運航の開始から救助を要する者の医療機関その他の場所への搬送の終了までをもって救助一回とする。）につき、当該救助に係る航空機の飛行の時間（当該時間が五分に満たない場合は五分とし、当該時間が五分を超える場合であつて五分に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。）五分ごとに五千円（ただし、一回の救助で複数の者が救助を受けたときは、救助を受けた者一人につき、当該救助に係る手数料の額を当該救助を受けた者の数で除した額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））。

告示

埼玉県告示第千二百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立精神保健福祉センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦	平成二十九年十月一日から平成三十年四月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク寄居

埼玉県大里郡寄居町大字寄居九百二十五―二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺の交通状況に配慮すること。案内看板や安全施設、規制標識の設置、交通整理員の配置による交通安全対策を講じること。また、警備員等による巡回を行い、駐車場及び駐輪場の違法駐車・駐輪対策を徹底すること。

(2) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例を遵守すること。また、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応を行い、問題を解決すること。

(3) 防犯対策として、監視カメラ（防犯カメラ）等の設置、警備員等による巡回を行うこと。また、防犯灯の設置により暗闇場所をなくし、犯罪が発生することのないよう犯罪抑止に努めること。

(4) 平成二十九年年度から始まった「第六次寄居町総合振興計画基本構想」では、実効性ある施策・事業展開の実現を目指し、町民や地域団体、行政、民間事業者などの知恵と力を結集し、町の様々な魅力や価値、持続可能な活力ある地域社会を「共に創る（共創）」体制づくりを進めていくこととしている。従って、地域振興、地域活性化に向けた取り組みへの積極的な協力をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十九年十月二十四日から平成二十九年十一月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後八時

（変更後） 午前十時から午後八時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後） ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後九時

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月一日

ニ 届出年月日

平成二十九年十月十三日

二 縦覧期間

平成二十九年十月二十四日から平成三十年二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十月二十四日から平成三十年二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

二 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
埼玉県農林部森づくり課	平成二十九年十月二十四日（火）から同年十一月二十四日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く日の午前九時から午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十九年十月二十五日から

平成二十九年十一月二十四日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

寄居町全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化レベル二五〇〇）

三 作業地域

利根川水系（久喜市、加須市、羽生市、行田市、熊谷市）

四 作業期間

平成二十九年九月十六日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（数値修正、地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業施行区域周辺

四 作業期間

平成二十九年十月五日から平成三十年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字原新田、字宮、字弥勒の各一部、大字下日出谷字高井及び字西の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

六 変更認可の年月日

平成二十九年十月二十四日

告示

埼玉県告示第千百三十八号

平成二十九年十一月五日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定により届出のあつた候補者は、次のとおりであるので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者

住所	氏名
埼玉県八潮市大字大曾根三百四十八番地	昼間 竹雄
埼玉県八潮市大字浮塚百七十六番地十	家中 富雄
埼玉県八潮市八潮七丁目三十五番地十五	小倉 孝義
埼玉県八潮市八潮七丁目三十一番地三	大山 勝示
埼玉県八潮市大字圀四百五十五番地	小澤 榮三
埼玉県八潮市大字古新田五百八十五番地五	菊地 治
秋田県秋田市寺内油田二丁目十一番十三号プラムビ レッチ二〇一	京極 利美
埼玉県八潮市八潮七丁目十九番地十二	小倉 幸男
埼玉県八潮市大字浮塚四百二十六番地	星野 正敏
埼玉県八潮市大字古新田五百七十四番地二	三ヶ島 義雄
埼玉県八潮市大字圀五百二十七番地十七	中村 麻男

二 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の候補者
候補者なし

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

平成二十九年十一月五日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙については、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定による届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、同令第二十六条の規定により、投票を行わないものとし、公告する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道川越栗橋線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字下貉字一丁田 一一七番一地从から 同郡同町大字新堀字小橋二九〇 番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十月二十三日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七十号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長三五〇・ 〇〇メートル。</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

春日部久喜線	路線名
南埼玉郡宮代町和戸二丁目一三九番一 地先から同郡同町和戸二丁目一二七番 五地先まで	供用開始の区間
平成二十九年十月二十四日	供用開始の期日
平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十七号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三八・九〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年八月十六日

指令川建セ第二九〇〇一二〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十月十九日

川建セ第二九〇〇三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字御堂ヶ谷戸二千九百九十九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮城県仙台市太白区長町南三丁目三十八番十号レジデンスリバーサイドA棟一

〇二

藤裏 智郎

埼玉県入間郡越生町上野東三丁目二番地三アネックスY, SV一〇一

藤裏 裕子